

新宿区教育委員会会議録

平成20年第7回臨時会

平成20年8月26日

新宿区教育委員会

平成20年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年8月26日(火)

開会 午後 2時07分

閉会 午後 3時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

教 育 政 策 課 長 濱 田 幸 二

教 育 指 導 課 長 上 原 一 夫

学 校 運 営 課 長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 管 理 係 主 査 安 川 正 紀

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

- 日程第1 議案第69号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第70号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第71号 新宿区教育委員会の委員の定数を定める条例
- 日程第4 議案第72号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第2号)

報告

- 1 愛日幼稚園・中町保育園の子ども園化について
- 2 牛込地区学校適正配置の考え方と取り組み方針について
- 3 四谷小学校新校に関するアンケート結果について
- 4 その他

開 会

木島委員長 それでは、ただいまから平成20年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は白井委員にお願いいたします。

議案第69号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

議案第70号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例

議案第71号 新宿区教育委員会の委員の定数を定める条例

議案第72号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第2号)

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

教育長 「日程第4 議案第72号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第2号)」については、平成20年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

木島委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第4 議案第72号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第2号)」を非公開により審議することに御異存ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第69号から議案第71号までを一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決を行い、議案第72号を非公開により審議いたします。

「日程第1 議案第69号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第70号 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例」、「日程第3 議案第71号 新宿区教育委員会の委員の定数を定める条例」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第69号議案について説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、幼稚園の教育要領の関係でございますが、説明につきましては議案の概要と、それから新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

幼稚園の教育要領につきましては、教育基本法、それから学校教育の改正を受けまして、ことしの3月の末でございますが全面的な改正をしてございます。その関係から、告示の番号、引用している告示の番号が変わってきたということで、新旧対照表を見ていただきますと、現行では第7条の預かり保育の実施のところ、上から3段目でございますが平成10年に告示の番号がございますが、これを平成20年の新たな告示の番号に変えるというのが、今回の内容でございます。

施行日については4月1日ということで、提案理由につきましては、幼稚園の教育要領の全部改正に伴い、告示番号を「平成20年文部科学省告示第26号」に改める必要があるためでございます。

続きまして、第70号の議案でございます。

これにつきましては、大きくその概要を見ていただきますと3点改正内容がございます。

1つ目につきましては、保育の実施に関する事業についてということで、先ほど申し上げました幼稚園の教育要領と同じ改正時期に、厚生労働省の所管してございます保育所の保育指針、こちらのほうも内容が変わってきてございます。その関係から、新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、第3条のところは事業というところにかかっています。その第3条の第1号の部分でございますが、現行では児童福祉法の第39条の1項に規定するというので、これは保育に欠けるということで対象を示した規定になってございましたが、今回、保育所の保育指針につきましては従来局長の通知ということでございましたが、幼稚園の教育要領と同様に厚生労働省の告示に変わったということを受けまして、今回この事業の規定の整備につきまして、引用する内容について保育所の保育指針というものを、そこに盛り込んだというのが1つの改正点でございます。

2点目につきましては、先ほどの69号議案と同様に、幼稚園の教育要領の改正で告示番号を変えたということが、第3条の第2号関係でございます。

それからもう1点は、3つ目でございますけれども、中国残留邦人、この「等」につきましては樺太の残留邦人を想定してございますが、そこに関する円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律というものがございまして、その法改正があった関係で、それにかかわる内容の規定整備ということでございます。

ここの内容につきましては、その対象になられる方についての支給の内容が、年金の関係についての変更とともに、それから生活保護と同様な形での支給の支援をするという形で法改正がございました。その関係から、この対象者の方につきましては生活保護世帯と同様の

手続というか、同様の基準でという形で法改正がされましたので、それに対する関係整備という形で、本条例につきましては規定整備をするという形になってございます。

特に新旧対照表を見ていただきますと、第18条のところの延長保育の第2項のところに、1つ、生活保護世帯だけでしたが、この法律の関係を受けまして規定整備がされたところが1つでございます。

また、もう一つの大きなつづりの中で、新旧対照表で、これは附則の別表関係と別表の2という形でもう一つのつづりがあるかと思いますが、こちらにつきまして、4ページのところでございますが、生活保護だけのところ、生活保護世帯等ということで、この「等」の中に先ほど申しました中国残留邦人等がその規定の中に入ってくるということでございます。

2枚あけていただいて、8ページのところにも同じような形で生活保護世帯のところ「等」をつけまして、その対象者を明らかにしたということが中心でございます。それ以外は、若干の規定整備があるということでございます。

これにつきましては、提案理由でございますけれども、保育所保育指針の制定、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためということでございまして、施行日については公布の日、また先ほど概要で申し上げました上記の1と2については、改正規定は平成21年4月1日からということでございます。

続きまして、第71号議案でございます。

こちらにつきましては、地方教育行政の法改正との絡みで、これは新たな新条例でございますけれども、教育委員会の組織に関する規定が書いてございます。現在は5名という形でございますが、6名以上、条例を制定することによって定数を増にすることができるという法改正がございました。

また、もう一つの点では、委員の任命に当たりましては、従来保護者につきまして努力義務でございましたが、これが義務規定に変わったということで、親権者または未成年後見人という形で、二十未満のお子さんのいる保護者を、その委員の対象にすべきということで法律が改正されてございます。これを受けまして、新宿区としましては教育行政の一層の充実と教育委員会の活性化を図るということから、現在の5人から定数を6名にして、新たに条例を制定するというのが、この内容でございます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるということで、施行日については平成20年12月

8日になってございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第69号について御意見、御質問をどうぞ。

これは特に問題ないと思いますので。

それでは、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第69号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第69号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号について御意見、御質問をどうぞ。

羽原委員 この残留邦人の対象数というのは何かありますか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 中国残留邦人の支援給付の対象となる方でございますが、今現在、区内で中国残留邦人、32名の方がいらっしゃいます。そのうち支援給付者の対象となるのが25人ということで、ちなみに子ども園に在園されているお子さんに関係した中国残留邦人支援給付世帯はゼロということでございます。

羽原委員 ちょっとついでに、参考でね。何でこの法律ができて、今までこういう修正がなされなかったんですか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） これにつきましては、本来は速やかにこの法律の改正、制定がされた際に、既存の条例を改正するべきところを、漏れてしまっていたというのが理由でございます。

羽原委員 では、実害的なことはあったんですか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 特に実害はございません。

木島委員長 ほかに。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第70号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第70号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号について御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 71号でよろしいんですね。

木島委員長 はい。

白井委員 これを提案理由として、法律29条というように書いてありますが、この趣旨を御説明いただければと思います。

教育政策課長 いわゆる地方教育法の第29条というのは、これは地方公共団体の長が施策を決める過程におきまして、教育関係につきましの規定ということで、意見聴取をする規定でございます。事務でいいますと、長が歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経る事件の議案を作成する場合において、教育委員会の意見を聞くということを義務づけてございます。その関係でございます。

白井委員 要するにこの教育委員を1名ふやしたほうがいいというのは、一応区長のほうからの提案として、教育委員会のほうに提案されたものを、私たちがここでそれを受けるかどうかを決定するというシステムということによろしいんですね。

教育政策課長 今、白井委員のおっしゃられたとおりでございます。

木島委員長 ただいまの質問、またお答えに対してほかの委員、御質問は、また御意見は。

白井委員 こちらの概要で説明していただいたように、この部分というのは法律改正で、要するに教育委員の中に現場のことを知っている親御さん、いわゆる保護者の方がいたほうがいいというような趣旨で、現在、当委員会の場合には該当していないので、それでもう1人ふやすことで現場の意見を教育委員会に反映させようと。そういう趣旨だと思いますので、私ももう保護者でなくなっているので、そういう点では本当に、そういう現場をわかっている方が入っていただいて御意見を言っていただくということで、この案には賛成です。

木島委員長 ほかに。

ふやすことに全然異議はないし、現場の人間を加えることもいいと思うんですが、いわゆる親権者という立場で実際に子供が学校にいる場合には、このいわゆる学校現場と委員との間の問題というのが、ちょっと問題になるといえば問題になると思うんですが、そういうことに関して各委員、よろしいでしょうか。

熊谷委員 参考までにお伺いしたいんですけども、1つはかつて新宿区の教育委員の中に、そういうふうな資格を兼ねられた方がおられたかどうかというのが1点と、それから多分ないと思いますけれども、他区の状況で、今の委員長の御懸念も含めて、他区でこういう親権者の方が入られていて、それが非常によく機能しているというか新たな。何かそういう情報があったら、ちょっと聞かせていただくと参考になるんですが、いかがでしょう。

教育政策課長 まず1点目のところ、過去のところは多分なかろうかと思うんですが、白井委員は途中まではそういう御資格があったかなと思います。

白井委員 私が就任したときは、その資格が多分あったと思います。

教育政策課長 現時点においては、それがなくなっただけということだと思います。

それから、後半の質問でございますが、23区の状況でございますが、既にもう6名にしている区が1区ございます。そちらについては、葛飾区がこの第1定例会の中で、もう既に6名にして、実際に6名で運営しているところがございます。おっしゃるとおり保護者の意見を反映する形の中で、今委員長がおっしゃられたように自分のお立場も十分踏まえながら、教育委員会としてのお立場の中で、しっかりと見識のある御意見等をなされているということで、私のほうも聴取をさせていただいております。

また、それ以外の各区の状況でございますが、5名中の中に既に保護者の資格をお持ちの代表の方がいる区というのが13区ございます。ただし、その中で2区については途中で資格が、子供さんが二十になられているということで、任期は4年なら4年続くんですが、途中で保護者の資格がなくなりますので、その方が今度、任期が切れた後の対応というのは、また別の対応が出てくるという形です。それ以外、まだ5名か6名か決めかねている区がございます。その区が9区ということで、当区はこの中で増という形で今回審議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員 ありがとうございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第71号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第71号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第4 議案第72号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第2号）」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時31分再開

木島委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 愛日幼稚園・中町保育園の子ども園化について

報告 2 牛込地区学校適正配置の考え方と取り組み方針について

報告 3 四谷小学校新校に関するアンケート結果について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 3 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） それでは、報告の 1 番、愛日幼稚園・中町保育園の子ども園化について御説明をいたします。

お手元の資料をごらんください。

愛日幼稚園と中町保育園におきましては、平成17年9月から幼保連携を開始し、昨年4月からは4歳児、5歳児において同一クラスに幼稚園と保育園のお子さんが混在する形での合同保育を実施しております。この両園の幼保連携事業につきましては、本年1月に策定した第一次実行計画におきまして、合同保育の仕組みを検証しつつ子ども園化を推進するということになっておりましたが、具体的な時期については記載はされておませんでした。

そうした中、これまでの合同保育を通しましては、園長を初め担当する両園の職員からも、それぞれの施設が別々の組織に属していることや、異なった制度の仕組みから共通した保育教育を行うことの難しさを感じており、今年度に向けた課題整理の中でも検討事項としてそのことが挙げられておりました。また、保護者から昨年12月に実施したアンケート調査や懇談会を通して、子ども園化に対する期待なども寄せられていることから、なるべく早期に子ども園化を実現することが望ましいと判断いたしまして、今回開設時期等を定め計画の見直しを行うものでございます。

まず施設の名称ですが、現時点では（仮称）新宿区立愛日・中町子ども園といたします。正式名称につきましては、来年度の定例区議会に子ども園条例の一部改正を提案する形で決めてまいります。それまでの間、保護者からの御意見を十分にお伺いしながら、最終案をまとめていきたいと考えております。

次に、開設の時期ですが、今後、子ども園化に向けた一定の施設改修や既存計画の見直し、それから開設準備期間の確保などを勘案いたしまして、平成22年4月1日といたします。

施設の設置形態についてですが、先ほど施設名称の際にも申し上げましたが、設置につきましては子ども園条例に規定し、幼稚園及び保育所それぞれの認可と子ども園としての認定を取得するもので、これにつきましては昨年4月に開園いたしました四谷子ども園と同様の

対応となります。

事業内容についてですが、事業概要は(1)に記載のとおり、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づく一貫した保育・教育の実施と産休明け・延長・預かり保育の実施、それから地域の子育て支援といたしまして一時保育や遊び場開放、子育て相談等の事業を実施してまいります。

定員規模につきましては、現状の保育園、それから幼稚園の定員をそのまま合わせた定員数となっております、合計で183人、こういった定員数を想定しております。

延長保育、一時保育とも定員数は、既に実施している四谷子ども園と同規模の内容となっております。

施設につきましては、現状の両園舎を使用し、子ども園化に向けた改修工事を実施いたします。

なお、一時保育の設置工事につきましては、子ども家庭部におきまして中町保育園が併設する中町の複合施設に対する工事を平成22年度に予定していることから、工事の効率性を考慮し、子ども園開設後に実施するというので、一時保育の設置工事につきましては22年の工事を予定するものでございます。このことに伴いまして、一時保育の実施時期につきましては、専用室設置工事終了後、つまり平成22年度途中ということで予定をしたいと思います。

最後に、子ども園に移行する場合の保育料に関する経過措置についてでございます。

2枚目の参考資料をごらんください。これは現行の幼稚園、保育園の保育料と子ども園の保育料を比較した表でございます。

今回対応する保育料の経過措置は2つございます。

1つは、愛日幼稚園の児童が子ども園に移行し、月額7,200円、そこに記載のあります短時間保育を選択する場合でございます。この場合は、卒園までのお子さんが現行の月額6,000円の保育料を適用していくと、こういうものです。

2つ目は、中町保育園の児童が子ども園に移行し、長時間保育の 型、または 型のどちらかを選択する場合。現行の保育料と新たな保育料を比較して、有利な保育料を適用するものでございます。長時間保育 と の違いでございますが、長時間保育 型につきましては月曜から金曜日、午前中、朝7時半から夕方6時半までの間を想定しているものでございます。長時間保育の 型につきましては、月曜から土曜日、朝7時半から夕方6時半までの間の保育を想定しているものでございまして、その違いは土曜日を利用するのかわからないのかと

いったところですが。現行の保育園保育料と比較いたしますと、長時間保育の 型を選択した場合には安くなりますし、長時間保育の 型を選択した場合は高くなりますが、安い の場合は、この長時間保育 型の保育料を適用し、 型を選択した場合には現行の保育園保育料を適用すると、こういうものでございます。

ただし、保育園の4歳児クラスのお子様が5歳児に移行した場合に、短時間保育を仮に選択した場合におきましては、幼稚園からの移行児童との均衡を図るため、先ほどの幼稚園児への経過措置を適用し、保育料を6,000円とするものでございます。

なお、これらの経過措置につきましても、先行して開設いたしました四谷子ども園において実施した内容と同様のものとなっております。

今後の報告、周知についてでございますが、同内容につきましては9月10日に議会に報告をした後、愛日幼稚園、中町保育園在園児の保護者に対しましては、合同保護者懇談会を通して十分な説明と周知をしております。

また、来年度の幼稚園、保育園の入園希望者に対しましては、入園案内等で周知を行い、保護者が内容を理解した上で入園の申し込みができるように情報提供をしております。

愛日幼稚園と中町保育園の子ども園化についての報告は以上でございます。

副参事（学校適正配置担当） 続きまして、報告2、牛込地区学校適正配置の考え方と取り組み方針についての案を御説明いたします。

従前までは学校適正配置の取り組みに当たりまして、校名を口頭による報告をしておりました。今回は、昨年から牛込地区の懇談会を開催した関係もありまして、資料による御報告をいたします。

まず、この取り組み方針についての案でございますが、牛込地区の学校適正配置については、下記の考え方にに基づき、統合協議会設置に向け、早期に関係各校のPTAの統合合意を得るため、関係者との協議を進めるものとしたします。

現状でございますが、学校適正配置につきましては、平成4年7月に「新宿区立学校適正配置等審議会」の答申を受けまして、学校のPTAと地域の理解を得て取り組ませてまいりました。その後も児童・生徒の減少傾向が進んでいる状況にかんがみ、答申の趣旨を踏まえ適正な規模の学校を適正に配置するとともに、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めていくため、その後、平成13年度に「教育基盤整備検討委員会」を設置いたしまして、平成14年2月に「学校適正配置のビジョン」として各校の区分けを行いまして、区域ごとに必要学校数を示して、現在、第七次・学校適正配置計画、西戸山地区の中学校でございますが

を決定して推進しているところでございます。

ちなみに、平成4年の小学校、当時、35校ございまして、児童数が1万1,502名おりました。学級数は398学級ということで、当時、1学級当たり28.9人ということでございました。現在は学校数が29校ございまして、児童数は7,972人、学級数は276学級でございまして、1学級当たり28.9人と、当時と同じような状況でございます。

2の牛込地区における取り組み経過ということで、昨年10月からことしの2月までにかけて、牛込地区の学校適正配置に関する懇談会を設置いたしました。それぞれ5回程度の検討を行いまして、その後、懇談会で出された意見は意見書にまとめられまして教育長に提出されました。この意見書をことしの4月から6月にかけて、牛込地区の小学校11校と中学校3校、保護者と学校関係者及び地域の方に配布いたしました。総勢4,934部の配布をいたしました。

3番の懇談会意見に対する教育委員会の考え方でございますが、牛込地区の適正配置に関する懇談会でまとめられた意見書につきまして、別紙のとおり教育委員会の考え方といたしまして整理をして添付してございます。

なお、そのほかに、牛込A地区、小学校の現状と適正配置の取り組み、それとその次に牛込B地区の学校の現状と適正配置の取り組みというものをおつけしています。これは地域に説明に入るときに、地域の方々や学校の保護者、PTAの方々にお示しする資料として使いたいと考えております。

それから、それを受けまして4番の適正配置の基本的な考え方でございます。ここで考え方を示してございます。答申にもありますように、児童・生徒の学習や教師の教育指導、学校の組織・運営などの教育活動全般にわたって、小規模化の程度に応じマイナスの影響が大きくなる傾向は否定できない、これは答申に載ってございます。また、ビジョン策定時に実施した保護者向けアンケートでも、8割以上の保護者より複数学級が望ましいと回答をいただいております。牛込地区の懇談会におきましても、複数学級を望む声が大勢を占めておりまして、教育委員会といたしましては、教育指導面、生活指導面及び学校運営面の充実を図り、子供たちのよりよい教育環境を実現するため、一定の集団規模や複数学級を確保することが必要であると考えております。

5番、牛込地区の適正配置でございます。

小学校につきましては、まずA地区でございますが、第八次適正配置計画といたしまして、江戸川小学校と津久戸小学校の統合協議会設置に向けて取り組みを進めたいと考えておりま

す。適正配置ビジョンでは、A地区は小学校6校を4校にするという試算が示されておりますが、答申で統合を進めるための根拠となる存置の目安としている150人程度を下回る学校は江戸川小学校であり、通学距離1キロメートルの範囲内で統合校を考えますと、津久戸小学校が最も適切であると考えております。

次のB地区でございますが、同じく第八次学校適正配置計画といたしまして、富久小学校と天神小学校の統合協議会設置に向けた取り組みを進めたいと考えております。適正配置ビジョンでは、B地区の小学校は5校を3校とする試算が示されておりますが、存置の目安としているやはり150人程度を下回る学校は、富久小学校と天神小学校のこの2校でございます。答申では、隣接する2校の学級規模がともに存置の目安を下回る場合は、この2校の通学区域を合わせ1校の通学区域とするとされております。また、通学距離がおおむね1キロの範囲内であるため、この2校を統合することが最も適切であると考えております。

(2)の中学校でございますが、中学校は現在のところ3校が均等化し生徒数が安定しているため、適正配置のビジョンでは3校を2校にすると試算がありますが、しばらく推移を見守りたいと考えております。

6番の今後の取り組みでございますが、まず9月上旬に該当小学校のPTA役員会にて上記の方針を説明いたしまして、中旬の小学校の保護者会で同じく説明をいたします。それから、中旬から下旬にかけて、小学校の新1年生向けの学校説明会がございますので、そちらでも同じように途中経過を説明したいと考えております。

次のアンケートの御説明に入らせていただきます。

こちらのアンケートを実施いたしましたのが、ことしの7月の夏休み前にこのアンケートを実施いたしまして、四谷小学校が統合して、新校に子供たちが入りまして1年以上がたちましたので、この子供たちの率直な気持ちを聞くことによって、今後の参考としていきたいと考えて実施いたしました。

それで、対象が5年生と6年生の児童全員、113人を対象といたしまして、回収が107名、94.7%回収しております。それで、(1)から(6)までの設問に対しましては、児童数がふえたことによって感じることを設問いたしました。

それから、次のページですが、7から9につきましては校舎や校庭に関すること、それから10から13番につきましては、通学路、通学区域に関することを設問しております。

それから、(14)でございますが、こちらは四谷小学校になって特に感じることを3つの中から選んでいただくということで、それぞれの設問が、人数がふえたこと、それからふえ

たことによって友達ができたかできないか、それから先生が多くなってよかったかよくないか、それから運動会、学芸会などの行事が活発になったか活発になっていないか、クラスがえができてうれしいかうれしくないか、それから授業のやり方が変わって勉強が楽しくなったか楽しくなくなったか、それから学校が自宅から近くなったか遠くなったかというような御質問をいたしました。

それで中を見ますと、一番多かったのが、新しい友達ができてよかったという3番目の設問が75人、70%ということでございます。2番目がクラスがえができてうれしいというところが45人、42%、回答がございました。それから、3番目に学校が自宅から近くなってよかったということが26人、それから4番目で逆に学校が自宅から遠くなったということが25人ございました。この回答の数が、全部で297の回答がございまして、1人3つですから、107人の方が、全員が3つ選んでいるわけではございません。

それから、この下のその他の部分ですが、休み時間、放課後にサッカーがしたいという自由意見が多かったんですが、その他のところで意見が多かったんですが、これは校長先生に確認しましたら、休み時間は大きいボールを5、6年生がけると下級生に当たって危ないということで、一応休み時間はサッカーを禁止しているというところで、芝生になっていますのでサッカーはできるはずなのと思ったんですが、一応危険防止のためにサッカーが禁止になっているというところで、子供たちがサッカーをしたいという要望が出ておりました。

それで、次のページになりますが、15番であなたは全体として四谷小になってよかったと思いますかというところで、強く思うと少し思うというところが、80%の方がこちらを選んでおります。

それから、あと自由意見のところ、皆さんいろいろな、人数がふえたこと、クラスがえについて、それから校舎について、設備について、校庭について、その他というところで書かれております。このアンケートの結果を今後の参考として、適正配置を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 2点ほど質問させていただきます。

まず、この愛日・中町子ども園のゼロ歳児の人数、定員10と書いてあるんですけども、これは中町保育園の定数よりふえているんですか、それとも同じでしょうかというのが1つ

目です。

まずそこから。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 定員の関係でございますが、現在、保育園の定員につきましては、ゼロ歳が10名、1歳15名、2歳18名、3歳20名、4歳22名、5歳22名と、このような定員設定を設けておりますので、この10名につきましては、すべて中町保育園の定員であるということです。

白井委員 待機園児という形の問題が多分あると思うんですが、そういう点で子ども園を新しくつくるに当たって、従来の保育園の定数よりもふやすというようなお考えはなかったんでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 今回子ども園化するに当たりまして、この待機児童解消をどのようにとらえるかといった点でございますが、実はこの中町保育園におきましては、平成17年9月からの幼保連携を受けまして、平成18年度に26名の定員増を実施しております。また、平成19年度には、さらに4名の定員増を行ってございましたが、それぞれのこの時期に実施いたしました定員の拡大、これは施設基準に照らしまして最大限の拡大を行った関係から、今現在施設はこれ以上の拡大ができない状況になっておりますので、定員についてはそのままと、こういうことで考えております。

白井委員 あと2点目、保育料についての表の見方なんですけれども、2枚目ですね。先ほどの御説明ですと、多分4、5歳、幼稚園との兼ね合いから保育園については4、5歳児ということで比べて、今までよりも安くなりますというような御説明だったと思うんですが、ゼロ歳から3歳までの保育料についての現行との比較で確認させていただきたいんですけれども、現行ですと、例えば所得600万ですか、D8のところ、2万5,500円の保育料を払っているということで、例えば長時間保育型、月曜から金曜の7時半から6時半まで預けた場合、子ども園になると1万6,100円になる。それから、それ以降の方も、今までは所得に応じて保育料を払っていたのが、一律1万7,200円になるというような理解でよろしいんでしょうか。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 大変申しわけございません。説明が不足しておりました。

今回の愛日幼稚園と中町保育園の子ども園化に際しましては、ゼロから3歳までのお子様につきましては、保育園機能を有するというので、これまでの保育園保育料をそのまま適用いたします。4歳、5歳のお子様につきましてはのみ、この右側に書いてあります保育園保

育料、これの選択が可能であるといったことになりますので、ゼロから3につきましたはこれまでと変わらない保育園保育料の適用ということです。

白井委員 わかりました。ありがとうございます。

木島委員長 このことに関連して、この地区というのは私立の保育園、幼稚園はもちろんないんですね。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） まず近隣の私立の幼稚園でございますが、大江戸線で一駅手前というか、駅からいいますと1つ手前の牛込柳町という駅がございますが、ここに私立の幼稚園、牛込成城幼稚園というのが1園ございます。また、そこに、お隣に同じく私立の保育園で原町みゆき保育園という保育園が1園ございます。同じ駅を、周辺ということでは、今現在、私立幼稚園はございません。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に報告3について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 感想ですけれども、今回このようなアンケートをとっていただいてありがとうございますというか、やはり適正配置については、実際に子供たちにとっていいかどうかという視点で考えるのが一番大事なことだと思っていますので、そういう点では四谷小というところのケースで、実際にそれを体験した子供たちの意見を、それもアンケートの内容もとても具体的でいい内容だったと思うので、参考となるもの、こういうのをやっていただいてありがとうございますという感想です。

木島委員長 ほかに。

羽原委員 2と3の先生がふえて余りうれしくない、それはどういう意味。クラス数がふえて余りよくないが、やっぱり25人もいるけれども、これは内容的にはどう理解したらいいんですか、推定として。

副参事（学校適正配置担当） 2番の先生がふえたことについてどう思うかということで、うれしくないが24人ですね。自由意見欄にもございましたが、制度が厳しいとか、先生が、あそこは校庭から入るときに、ゴムチップが芝生の中に入っているんですけども、それをきれいにふきなさいとか、かなり新しい学校で維持管理に気を配っている部分がございます、そういったこともうるさくなっているかもしれない。あと監視の目というか、そういうところで先生がふえると必然的にそういうことがあるのかということで、あと小規模学校

ですごくのんびりした雰囲気があったところが、やはりある程度活気が出てきますと、そこについていくためにはちょっと自発的にやらなければいけないので、そういうところでそのような感想があったのかと考えております。

それともう一点、クラスがえについて余りうれしくないという。これも想定でございますが、今まで小規模校でずっと同じクラスできた友達がいるわけですが、四谷小に来てクラスがえをしてしまうと、その友達と離れたくないという気持ちが……

羽原委員 いや、それはわかる。僕が聞いたのは、クラス数がふえたことについてのことです。3のほうですね。4は大体想定できる。

副参事（学校適正配置担当） 余りよくないという、この否定的な25人の23%のところでございますけれども、これは子供たちの戸惑いというか、そういう部分があるのではないかというように感じております。あと、静かなほうがいいという、前の環境になれたお子さんがいるのではないかと考えております。

白井委員 今、羽原委員が質問したことでちょっと思ったんですけれども、このアンケートの中で、さっき放課後とか休み時間、サッカーがしたいと。結局、前のところは人数が少なくて校庭を全部使っていたけれども、今度は人数が多くなって使う校庭は余り広くなっていないという、そういうことの結果なんだろうと思うんですね。そういう点が、今度適正配置の部分で、新宿区の場合、校庭自体の確保は、広げることは難しいと思うので、その代替的な、体の動かせる場所が学校以外にどこかつくってあげられるような、そういうような方法というのをちょっと検討してあげたらどうかというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） そうですね。これからの学校は、例えばプールを体育館の上にのせるとか、いろいろな工法の工夫をいたしまして、より校庭が狭くなることは避けたいと考えておりますので、設計の工夫によって校庭をより広くとりたいと考えております。

あと、代替の場所でございますけれども、それはなかなか区内にとるというのは、今即答はできませんけれども……

白井委員 特別にということではなく、例えば公園とかの一部をサッカーができる場所で、戸山公園なんかそういうふうに一部がなっているところがあるんですけれども、そういうふうにちょっと考えてあげたらどうでしょうかというだけの話です。

副参事（学校適正配置担当） それも可能な限り、今後努力して検討していきたいと考えております。

木島委員長 それと、さっきの羽原委員の御質問と同じなんですけれども、非常によかったという割には、残念なのは人数がふえて学校全体に活気が出たというのが11%なんです。活気が出たとは思っていないという子が多いということは、さっき言った中で校庭の狭さというのもやっぱり関係があるんですかね。やっぱりいい、いいと言っているんだったら、活気が出たという答えがもうちょっと多いというふうに期待ができるんだけれども。

白井委員 子供たちが活気が出たというのを、どういう感じでとらえたかということですよ、その部分のね。

木島委員長 そうでしょうね。

白井委員 体を何か動かして……

木島委員長 だから、非常に自分が、さっき言ったサッカーができないとか、そういうことを考えると活気が出たととらないんでしょう。そういうことも関係しているのかな。そうすると、やっぱり校庭だとかそういうことを、どこの公園でも最近そうですけれども、バットを振ってはいけない、ボールを投げてはいけない。そうすると、子供たちというのは、やっぱりそういうことをしたい場所がほしいわけですよ。やっぱり先ほど言われたように、そういう校庭の工夫とか、遊べる場所の工夫とか、そういうことが今後の1つの統合にしたときの問題点かなという気がしますね。

羽原委員 もうちょっと、なぜがというふうに対応策からすればね。

白井委員 5、6年生、活気という言葉が、ちょっとその意味合いが、ちょっとあれかもしれないですね、その点では。

木島委員長 子供のとらえ方というのはね。例えば、活気というものを、自分が非常に学校に来て楽しく過ごせるかとか、やりたいことがやれるかとかね。だけど、全体的な質問というのは非常にいい質問で、わかりやすく聞かれていると思うんですよ。なかなかこういう生徒全体の考えをとるということは、非常に大変だったと思うんですよ。

よろしいでしょうか。

報告3 その他

木島委員長 特に御質問がなければ、本日の日程で報告4、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

木島委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時06分閉会